消防予第 196 号 令和2年7月14日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長 (公印省略)

令和2年7月豪雨に対応した消防法令の運用について(通知)

令和2年7月豪雨による被害(以下「豪雨被害」という。)が極めて甚大であることから、本日、「令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布・施行されたことを踏まえ、豪雨被害を受けた消防用設備等における消防法令に基づく点検等については、下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられることから通知します。

貴職におかれましては、下記の事項が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言 として発出するものであることを申し添えます。

記

豪雨被害を受けた、又は被害を受けたおそれのある防火対象物の所有者、管理者又は 占有者に対し、当該防火対象物の使用開始に際し、当該防火対象物に設置されている消 防用設備等について、できる限り迅速に点検し、その作動状況等の確認を行うとともに、 点検により異常が認められた消防用設備等に対しては早急に改修等を行うよう指導さ れたいこと。この際、以下の事項に留意すること。

- (1) 点検の結果、異常が認められた消防用設備等について改修工事を行う場合は、その内容に応じて、消防法令の規定に基づき消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書が必要となるが、その取扱い等にあっては「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付け消防予第192号)によられたいこと。
- (2) 上記(1)により消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書が必要となる場合、当面、これらの届出の際に添付する設計に関す

る図書等については簡易なものとし、詳細については後日別途提出を求めるものと して取り扱って差し支えないこと。

(3) やむをえず異常が認められた消防用設備等の改修が終了しない間に当該防火対象 物の使用を開始せざるを得ない場合にあっては、防火管理の一層の徹底を図るとと もに早急に改修等を行うよう指導されたいこと。

(問い合わせ先)

消防庁予防課

担当:田中、五味、秋山

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533